◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第657号（R4.5.13）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。
また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝2件（5月6日～5月12日分）
(1)乗合バスの車内事故①
(2)乗合バスの車内事故②

2.トピック
(1)バス事業者における乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について
(2)バス及びタクシーにおける安全確保の更なる徹底について
(3)貸切バス事業者を対象とした事業者講習会及び街頭指導の全国一斉実施について
(4)「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」を策定しました
(5)遠隔点呼が実施できるようになります！～ICTを活用した運行管理の高度化に向けて～

◇◇◇

上記2件の死傷者数計：死亡0名、重傷2名、軽傷0名（速報値）

◇◇◇

しておりますが、今後、需要が徐々に回復していくことが予想されます。

今般、以下のとおり、貸切バス事業者を対象に事業者講習会及び街頭指導を全国一斉に実施し、車両の点検整備、運転者の健康管理、安全運行の徹底など、輸送の安全の確保を図ります。

【事業者講習会の概要】
①実施時期：４月下旬～７月中旬
②対象者：貸切バス事業者の運行管理者等
③講習内容：
　・運転者に対する指導監督の実施
　・健康管理の重要性
　・車両の点検整備の実施　　等

【街頭指導の概要】
①実施時期：４月下旬～７月中旬
②実施場所：観光施設（駐車場）、高速道路ＳＡ、主要駅、空港等

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000492.html

---

(4)「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」を策定しました
（配信日：R4.4.1）

事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事案は依然として多く発生しています。その中で高度の視野障害を有する運転者が、自身の疾患に気付かずに運転を継続している場合、信号や標識を見落とすなどにより、重大事故を引き起こす可能性が高まります。

このため、国土交通省では、産学官の幅広い関係者からご意見を頂きながら、運転者の視野障害が原因となる事故を防ぐために自動車運送事業者が知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」を策定しました。

自動車運送事業者が本マニュアルを活用することにより、眼科健診の受診や治療の継続の必要性について理解が浸透し、事業者による自主的な視野障害対策の拡大が期待されます。

※本マニュアルについては、国土交通省・自動車総合安全情報ウェブサイトに掲

載しています。下記リンク先をご覧ください。
→ https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/health.html

※プレスリリース・マニュアルの概要版については、下記リンク先をご覧ください。
→ https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001473495.pdf

---

(5)遠隔点呼が実施できるようになります！
～ICTを活用した運行管理の高度化に向けて～
（配信日：R4.3.25）

自動車運送事業者は、運行の安全を確保するため、事業用自動車の乗務前、乗務後の運転者に対して、原則対面による点呼を行うこととなっています。従来より、カメラやモニターを用いて点呼を行う「ＩＴ点呼（トラック）」及び「旅客ＩＴ点呼（バス、タクシー）」が実施できますが、いずれも、輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所に限られたものでした。
今般、「使用する機器・システムの要件」、「実施する施設・環境の要件」及び「運用上の遵守事項」を設定することで、これらの要件を満足する営業所において、営業所の優良性に関わらず、遠隔拠点間（営業所－車庫間、同一事業者内の営業所間、グループ企業の営業所間）の点呼を実施可能とする遠隔点呼制度を令和４年４月１日より開始します。
この制度により、ＩＣＴの活用による運行管理の効率化が進み、運転者や運行管理者の働き方改革が促進されることが期待されます。

※遠隔点呼制度の概要については、下記リンク先のリーフレットをご覧ください。
→ https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001471377.pdf

◇◇◇

【参考】
＊自動車局ホームページ
（ https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html ）
＊自動車の不具合情報はこちら
最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。
・ホームページ受付
（ https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html ）
・フリーダイヤル　0120－744－960（年中無休・24時間）
（オペレータ受付時間　平日9:30～12:00　13:00～17:30）
＊自動車のリコール等の通知等があったときは！
使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆